

No.	該当箇所	誤	正
1	P66 常住人口 (夜間人口)	【対象外】住宅系の開発の場合は対象外とすることもできる。	【対象外】非住宅系の開発の場合は対象外とすることもできる。
2	P110 3.3.3.1 解説	共同施設以外の騒音発生源については、個々の建物で対策がなされているものと判断し、ここでは評価対とする。	共同施設以外の騒音発生源については、個々の建物で対策がなされているものと判断し、ここでは評価 <b>対象外</b> とする。